

## **〔事案 2024-241〕 新契約無効請求**

・令和 8 年 6 月 22 日 裁定不調

### **<事案の概要>**

代理店の募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和 2 年 2 月に銀行を募集代理店として契約した就業不能保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)代理店の募集人が保険の案内をした際、約 3 時間の間に、自分について 4 社分、妻について 2 社分の保険の説明を受け、本契約に加入した。
- (2)代理店の募集人に対して、過去に精神疾患にかかったときの話をしたところ、本契約は精神疾患でも出る就業不能保険だと案内された。説明時に支払い条件が障害等級 2 級以上であるという説明は受けていない。自分は障害等級というものがどういったものかを知らないで、その説明自体行われていなかったと言える。
- (3)保険証券には、障害等級 2 級以上という条件が書かれていない。
- (4)パンフレットにはうつ病などの精神疾患による就業不能も保障と記載がある。支払いに障害等級 2 級以上という条件が付くのであれば、うつ病になっても支払われない場合があるため、「保障」という記述は矛盾している。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)代理店の募集人は、精神疾患に関する支払事由を具体的に口頭で説明したという記憶は定かではないが、重要事項説明書、約款、パンフレットを交付し説明した。
- (2)代理店の募集人は、「過去に精神疾患が理由で在宅療養だった際、保険が出なくて苦しんだ」という話をされた認識がなく、もしそのような発言があれば、募集自体を慎重に進めたはずと申告している。
- (3)保険証券にはすべての保障内容を掲載することができないため、パンフレットや重要事項説明書を交付することで保障内容を参照してもらっている。
- (4)パンフレットの但し書きによれば障害等級 2 級以上に認定された状態に該当した場合等に、うつ病であっても支払対象となることがある。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

なお、代理店の募集人への事情聴取も検討したが、募集人がすでに退職しており、協力が得られなかったため、実施できなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 双方提出の書面及び事情聴取の結果を総合すると、本件では、募集人の事情聴取が行えなかったものの、申立人が自身の病歴や精神疾患での在宅療養の際に給付が受領できる保険を希望していると伝えた可能性は否定しきれない。
- (2) 仮に募集人が、申立人の上記のニーズを聞いていたのであれば、募集人は精神疾患で在宅の場合の支払要件を丁寧に説明すべきであり、結果として、契約の動機となったニーズに大きくかかわる支払要件の内容について、少なくとも申立人にとって、十分な説明が行われていなかった可能性は否定できない。